



届出・証明

最新情報
はこちら



本人確認

住民票の写しや戸籍などの請求、住民異動・戸籍の届け出の際、本人確認をさせていただきます。

確認に必要なもの

- ①マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した写真付き証明書
- ②健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など、申請者本人の氏名、住所、生年月日が確認できるもの
※①、②で有効期限があるものは期限内のもの。
※②の場合、複数の提示が必要です。
- ③委任状(本人以外の方が届け出をする場合、必ず本人が自署し押印したものが必要です)

住民登録

問 市民課 TEL 20-3016
田沼行政センター TEL 61-1120
葛生行政センター TEL 86-4713

住民登録によって住民基本台帳が作られます。この台帳は、選挙権や学校の転入学、運転免許証の取得といった、手続きなどの基本となるものです。住所や世帯を変更するときは、必ず届け出をしてください。

種類	届出期間	必要なもの (その他の手続きに必要なものを含む)
転入届	転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出証明書(特例転出やマイナポータルでの転出をされた方はマイナンバーカード) ● 本人確認書類 ● 住所が変わる人全員の在留カードなど(外国人) ● 住所が変わる人全員のマイナンバーカード(または住民基本台帳カード)および暗証番号(お持ちの方のみ)

種類	届出期間	必要なもの (その他の手続きに必要なものを含む)
転出届	転出する日が決まったら前もって ※14日前から届け出ができます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認書類 ● 印鑑登録証(登録者) ● 国民健康保険被保険者証(加入者) ● 介護保険被保険者証(加入者) ● 後期高齢者医療被保険者証(加入者) ● 医療費受給資格者証(該当者)
転居届	市内で転居した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認書類 ● 国民健康保険被保険者証(加入者) ● 介護保険被保険者証(加入者) ● 後期高齢者医療被保険者証(加入者) ● 住所が変わる人全員の在留カードなど(外国人) ● 医療費受給資格者証(該当者) ● 住所が変わる人全員のマイナンバーカード(または住民基本台帳カード)および暗証番号(お持ちの方のみ)

▶ マイナポータルからオンラインで転出届ができるようになりました

令和5年2月6日から、マイナポータルを通じたオンラインでの転出届出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出に当たり佐野市役所窓口への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引っ越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引っ越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引っ越しでも利用可能です。

(注意) マイナポータルを通じて転出届出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

佐野市を魅力をたっぷり発信!

魅力発信特設サイト

自然・食べる・遊ぶ・文化の4つのカテゴリで、佐野の魅力を配信。住んでいるみなさんにはもちろんのこと、観光に訪れた人たちに、ぜひ知ってもらいたい佐野の情報がたっぷりです。

詳しくはこちら▶



▶ マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・来庁予定の連絡の手続方法

■事前に準備するもの

1. マイナンバーカードと各種パスワード(利用者証明用パスワード、券面事項入力補助用パスワード、署名用電子証明書パスワード)
なお、転入予定市区町村での転入手続きの際は、引越す方のうちどなたか1人が、ご自身のマイナンバーカードを窓口で提示する必要があります。
2. マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン(または、パソコン・ICカードリーダー)
3. マイナポータルアプリのインストール
4. 日中に連絡の取れる電話番号
5. 新しい住所(引越し先が決まってから手続きしてください。)

■手続方法

手続の際には、マイナポータルトップ画面に表示されているメインメニューや注目の情報などから「引越しの手続」をタップし、案内に従ってください。

■本サービスの問合せ先について

- (1) 電話による問合せ
マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にて受け付けます。
受付時間は平日午前9時30分から午後8時まで、土日祝日は午前9時30分から午後5時30分まで(年末年始除く)
架電後、音声ガイダンスに従い「4番:マイナポータル」を指定してください。
(注意) 受付時間や、音声ガイダンスの指定番号は変更される場合があります。
- (2) WEBサイトによる問合せ
マイナポータルにログイン後、「お問い合わせの登録」を用いて受け付けます。
(参考:マイナポータル お問い合わせを新規登録する)

マイナンバーカード

問 市民課(マイナンバーカード専用) TEL85-7056
田沼行政センター TEL61-1120
葛生行政センター TEL86-4713

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人一人が持つ12桁の番号のことです(外国籍の方でも住民票のある方は対象となります)。マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き、引越しや婚姻などでも変更されません。

なお、平成27年11月に地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という)から送付されたマイナンバーが記載されたマイナンバー通知カード(以下「通知カード」という)につきましては、令和2年5月25日に廃止されました。

廃止日以降において、通知カードの記載変更(氏名や住所などの変更)や再交付はできませんが、記載内容に変更がない通知カードは引き続きマイナンバーを証明する書類としてご使用いただけます。

出生などにより住民登録がされ、新たにマイナンバー

が付番された方については、2,3週間後に機構から「個人番号通知書」が簡易書留(転送不可)にて送付されます。
※「個人番号通知書」は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。

※住民票の写しにマイナンバーを記載することも可能ですが、用途が限られています。また、別世帯の方からの申請のときは、後日簡易書留にて本人宛てに郵送しますので、委任状の他に返信用封筒と簡易書留分の切手が必要です。コンビニ交付サービスでは「マイナンバー」記載のものは取得できません。詳細につきましては、お問い合わせください。

■マイナンバーカード

- 市役所窓口の他、郵便やパソコン、スマートフォン、申請機能付証明写真機でマイナンバーカードが申請できます。
カードの交付の準備ができた方には、市民課から交付通知書(白いはがき)が送付されます。
- 市役所窓口に来庁して申請された方は転送不可の簡易書留郵便(または本人限定受取郵便)で受け取ることもできます。申請には以下の書類が必要です。
個人番号カード交付申請書、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した顔写真付き証明書を1点および健康保険証、年金手帳などを1点)、通知カード(お持ちの方)、写真(縦4.5cm×横3.5cm、撮影後6カ月以内、正面・無帽・無背景)、住民基本台帳カード(お持ちの方)
- 「マイナンバーカード」は「マイナンバーを証明する書類」兼「本人確認書類」として利用できます。
※「マイナンバーカード」は初回の交付手数料は無料ですが、紛失その他に伴う再交付手数料は有料です。

■住所や氏名が変更になったとき

住所や氏名が変更になった場合は、住所地で記載事項変更届が必要です。住所や氏名が変更となった人全員のマインナンバーカードおよび暗証番号が必要です。暗証番号が分からない場合は、後日でも本人が窓口にお越しただけであれば、暗証番号再設定と記載事項変更ができます。

■マイナンバーに関するお問い合わせ先

0120-95-0178(総合フリーダイヤル)
平日午前9時30分～午後8時、土日祝午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

公的個人認証サービス

問 市民課(マイナンバーカード専用) TEL85-7056
田沼行政センター TEL61-1120
葛生行政センター TEL86-4713

公的個人認証サービスとは、オンラインでの申請や届出といった行政手続きやインターネットサイトへのログインを行う際などに、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。

「電子証明書」と呼ばれるデータを、外部から読み取られる恐れのないマイナンバーカードに記録することで利用が可能となります。

戸籍

問 市民課 TEL20-3017 田沼行政センター TEL61-1120 葛生行政センター TEL86-4713

出生から死亡までの身分関係を届け出によって公的に証明する大切なものです。

種類	届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内(外国で出生した場合は、3カ月以内)	父母・法定代理人・同居者・出産に立ち会った医師・助産師・その他の立会者の順	父母の本籍地か届出人の住所地、所在地、出生地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 届書(出生証明書) 母子健康手帳 ※国外出産の場合はお問い合わせください。
死産届	死産した日から7日以内	父母・同居者・死産に立ち会った医師・助産師・その他の立会者の順	届出人の所在地、死産のあったところ	<ul style="list-style-type: none"> 届書(死産証明書)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族・同居していない親族・同居者・家主・地主・家屋管理人・土地管理人など	死亡者の本籍地・死亡地、届出人の住所地、所在地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 届書(死亡診断書または死体検案書)
婚姻届	届け出をした日から効力が生じます	夫と妻	届出人の本籍地、住所地、所在地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 届書1通(成人の証人2人の署名が必要) 戸籍謄本(佐野市に本籍がない人) 本人確認書類
離婚届	協議離婚 届け出をした日から効力が生じます	夫と妻	届出人の本籍地、住所地、所在地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 届書1通(成人の証人2人の署名が必要) 戸籍謄本(佐野市に本籍がない人) 本人確認書類
離婚届	裁判離婚 判決などの確定または調停成立の日から10日以内	訴えを提起した者 または調停の申立人	届出人の本籍地、住所地、所在地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 届書 調停離婚→調停調書の謄本 和解離婚→和解調書の謄本 認諾離婚→認諾調書の謄本 審判離婚→審判書の謄本と確定証明書 判決離婚→判決書の謄本と確定証明書 戸籍謄本(佐野市に本籍がない人)
養子縁組届	届け出をした日から効力が生じます	養親および養子(15歳未満のときは法定代理人)	養親または養子の本籍地、届出人の住所地、所在地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 届書(成人の証人2人の署名が必要) 家庭裁判所の許可書の謄本(未成年を養子とする場合および後見人が被後見人を養子とする場合。ただし、自己または配偶者の直系卑属を養子とするときは不要) 戸籍謄本(佐野市に本籍がない人) 本人確認書類
養子離縁届	協議離縁 届け出をした日から効力が生じます	養親および養子(15歳未満のときは離縁後の法定代理人)	養親または養子の本籍地、届出人の住所地、所在地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 届書(成人の証人2人の署名が必要) 戸籍謄本(佐野市に本籍がない人) 本人確認書類
養子離縁届	裁判離縁 調停成立、審判、判決確定の日から10日以内	裁判の訴えをした者	養親または養子の本籍地、届出人の住所地、所在地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 届書 調停離縁→調停調書の謄本 審判離縁→審判書の謄本と確定証明書 判決離縁→判決書の謄本と確定証明書 戸籍謄本(佐野市に本籍がない人)
転籍届	届け出をした日から効力が生じます	戸籍の筆頭者および配偶者	本籍地、住所地、所在地、転籍地のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 届書 戸籍謄本(市外からまたは市外へ転籍する場合)

※上記以外の届出(氏名の変更届など)については、お問い合わせください。
 ※戸籍届書への押印は任意です。

印鑑登録

問 市民課 TEL20-3016 田沼行政センター TEL61-1120 葛生行政センター TEL86-4713

印鑑登録はあなたの印鑑(1人につき1個)を公に立証するための制度です。満15歳以上の佐野市に住民登録をしている方は、市民課・各行政センターおよび各支所で手続きができます。

申請人	必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 本人確認書類 ※官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類(①)の場合は即日交付ができます。 ※顔写真のない本人確認書類(②)の場合は後日交付となります。受付後、「照会書兼回答書」を転送不可郵便で郵送しますので1カ月以内にご持参ください。その際も登録する印鑑と本人確認書類をご持参ください。 ①マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど ②健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳など
代理人	<ul style="list-style-type: none"> 代理人選任届 登録する印鑑 登録する人および代理人の本人確認書類 受付後、意思確認のため「照会書兼回答書」を印鑑登録する本人宛てに郵送(転送不可)しますので1カ月以内にご持参ください。その際も登録する印鑑と登録する人および代理人の本人確認書類をご持参ください。

証明手数料

問 市民課 TEL 20-3016
 田沼行政センター TEL 61-1120
 葛生行政センター TEL 86-4713

種類	手数料 (1件)
住民票・除票の写し	200円
戸籍の附票・戸籍の附票の除票の写し	200円
住民票・除票の記載事項に関する証明	200円
戸籍の謄本・抄本・全部(個人・一部)事項証明	450円
除籍の謄本・抄本・全部(個人・一部)事項証明	750円
改製原戸籍の謄本・抄本	750円
戸籍に記載した事項に関する証明	350円
除籍に記載した事項に関する証明	450円
戸籍の受理証明	350円
身分証明	200円
印鑑登録証明	200円
印鑑登録証交付	200円
自動車の臨時運行許可	750円
その他の諸証明	200円

証明書などコンビニ交付

問 市民課 TEL 20-3016
 市民税課 TEL 20-3008

マイナンバーカードで全国のコンビニエンスストアなどに設置されたマルチコピー機から住民票の写しなどを取得できます。

利用できる方

佐野市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書の搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方

コンビニで取得できる証明書(一覧)

取得可能な証明書	
住民票の写し	住民票の写しは、同一世帯員の方の証明書も取得可能です。除票は取れません。「世帯主・続柄」「本籍・筆頭者」の記載の有無は選択できますが、「住民票コード」や「マイナンバー」記載のものは取得できません。世帯の方1人につき1枚ずつ印刷されます。ホチキス留めはされません。
印鑑登録証明書	印鑑登録証明書は、事前に市役所窓口にて印鑑登録が必要です。
所得課税証明書	所得課税証明書は、前年の所得額、現年度の課税額(所得割額、均等割額)、控除内訳、扶養人数が記載されています。最新年度分が取得できます。 ※市役所に所得状況が登録されている方に発行できます。

コンビニ交付利用可能時間

午前6時30分から午後11時までのうち、営業時間内
 ※メンテナンスなどにより、利用できない場合もあります。

手数料 1件 200円

取扱店舗

セブンイレブン/ファミリーマート/ローソン
 ミニストップ/イオン[イオンリテール]/カスミ
 ※令和5年4月1日時点

注意点

- コンビニなど店舗で印刷不良があった場合は、持ち帰らずにその場で店員へお知らせください。証明書に無効印を押印の上、返金してもらえます。なお、無効印の押された証明書は個人情報に記載されているため、持ち帰った上で処分してください。
- マイナンバーカードを交付された日(受け取られた日)、他市区町村から転入などでマイナンバーカードの利用継続の手続きを行った日および利用者証明用電子証明書の発行・更新を受けた日は、コンビニ交付はご利用いただけません。
- 暗証番号を忘れてしまった場合や、ロックを解除する場合には、マイナンバーカードを持参の上、必ずご本人が市民課または各行政センターで平日の開庁時間内に手続きをしてください。

パスポート申請・交付

問 市民課 TEL 20-3016

	必要なもの	受付時間(開庁日)												
申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般旅券発給申請書 ● 写真 縦4.5cm×横3.5cmで、正面・無帽・無背景・縁なしで6カ月以内に撮影したもの ● 本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証など ● 前回取得のパスポート(所持者) ● 戸籍謄本(新規、または戸籍に変更のあった方の更新の場合) 	午前8時30分～午後4時30分												
交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 旅券引換書(申請時にお渡しします) ● 手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅券の種類</th> <th>10年(成人年齢以上)</th> <th>5年(12歳以上)</th> <th>5年(12歳未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入印紙</td> <td>14,000円</td> <td>9,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>栃木県証紙</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	旅券の種類	10年(成人年齢以上)	5年(12歳以上)	5年(12歳未満)	収入印紙	14,000円	9,000円	4,000円	栃木県証紙	2,000円	2,000円	2,000円	午前8時30分～午後5時15分
旅券の種類	10年(成人年齢以上)	5年(12歳以上)	5年(12歳未満)											
収入印紙	14,000円	9,000円	4,000円											
栃木県証紙	2,000円	2,000円	2,000円											

※本市に住民登録をしている方は、市役所以外での申請・交付は原則できませんのでご注意ください。

※申請は代理人でもできますが、交付は申請者本人に限ります。

※紛失や記載事項の変更などの申請は、お問い合わせください。

※旅券法改正により、令和5年3月27日以降に申請し、6カ月以内に受領できなかった方が、失効日から5年以内に再度申請した場合には、通常より高い手数料を徴収します。

国民健康保険



各職場の健康保険の加入者、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている世帯以外は、全ての方が国民健康保険の加入者(被保険者)となります。職場の健康保険では、加入・脱退の届け出は雇用者が行いますが、国民健康保険の場合には各自が責任をもって行わなければなりません。

手続き

問 医療保険課 TEL20-3024

▶ 手続きが必要なとき

- ①市外から転入したとき
- ②市外へ転出するとき
- ③退職などで職場の健康保険をやめたとき
- ④子どもが生まれたとき
- ⑤生活保護を受けなくなったとき
- ⑥他の健康保険に加入したとき
- ⑦加入者が死亡したとき
- ⑧生活保護を受けるとき など

※手続きに必要なものについては、お問い合わせください。
 ※国民健康保険税については、P53を参照してください。

受けられる給付

問 医療保険課 TEL20-3024

▶ 療養の給付

病院・診療所の窓口で保険証を提示すれば、一部負担金(医療費の3割。義務教育就学前までは2割。70歳以上

の方は誕生日の翌月から所得に応じて2割または3割を支払うだけで医師の診療が受けられます。

▶ 療養費の支給

下記のような場合は、いったん医療費を全額医療機関に支払って、後で保険証・印鑑(朱肉を使用するもの)・申請書など必要な書類を添えて申請してください。

※なお、審査のため、療養費が支払われるまでには2カ月くらいかかりますので、ご承知おきください。

- ①急病など、緊急その他やむを得ない事情で保険が使えなかったとき
 - ②コルセットなど治療用装具を作ったとき
 - ③柔道整復師の施術を受けたとき(保険証を提示すれば、一部負担金を支払うだけで済む場合があります)
 - ④医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
 - ⑤輸血に生血を使ったとき
 - ⑥海外で病気やけがにより医療機関で治療を受けたとき
- ※治療目的での渡航は対象になりません。

▶ 移送費の支給

病気やケガで移動が困難な患者が医師の指示により移送されたときに立て替えた費用などは、次の3つの要件を全て満たしていると認められた場合に支給されます。ただし、通院などの費用は対象になりません。

- 移送の目的である療養が、保険診療として適切であること
- 患者が、療養の原因である病気やけがにより移動が困難であること
- 緊急、その他やむを得ないこと

あなたは大丈夫?

犯罪から身を守る安全対策 女性の防犯編

こんな人に要注意!



遭わない! させない!



POINT

少し遠回りになって人も人通りがあるところやお店など、逃げ込める場所がある道を通りましょう。

出典元: 警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成

▶ 高額療養費の支給

1カ月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えると、その超えた分が申請により後から高額療養費として支給されます。

▶ 出産育児一時金の支給

出産したとき、出産育児一時金50万円(産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産した場合や海外出産の場合は48万8千円)が支給されます。

▶ 葬祭費の支給

国民健康保険の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。

▶ 入院のときの食事代

入院中の食事代のうち、標準負担額を負担していただき、残りは「入院時食事療養費」として国保が負担します。

国民健康保険人間ドック・歯科検診助成

問 医療保険課 TEL20-3024

対象者

- 前年度までの国民健康保険税を完納している世帯の方
- 当該年度の特定健康診査を受診しない方(人間ドックのみ)
- 受診時の年齢が30歳から74歳までの方
- 特定健康診査に相当する検査結果を市に提供することに同意する方(40歳以上の方、人間ドックのみ)

助成内容

委託検診機関において人間ドックなどの検診に要する費用の2分の1に相当する額(上限3万円)を国保で助成します。

※事前に申請が必要です。申請方法につきましては、お問い合わせください。

後期高齢者医療制度



問 医療保険課 TEL20-3024

▶ 後期高齢者医療費の給付

75歳以上の方および65歳以上75歳未満の一定の障がいがあり、栃木県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度で医療を受けることになり、保険料が賦課されます。この医療給付は栃木県後期高齢者医療広域連合が行いますが、各種申請、届け出などは医療保険課で受け付けています。

▶ 医療費の自己負担割合

医療機関にかかるときに、医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、かかった医療費の1割か2割または3割(現役並み所得者)です。

▶ 医療費が高額になったとき

1カ月に支払った医療費の自己負担額の合計が限度額を超えると、超えた分が高額療養費として支給されます。対象の方には、診療月の約3カ月後に広域連合から通知を送ります。

▶ 入院のときの食事代

入院したときは、医療費の1割、2割または3割を負担するほか、1食当たり次ページの表の食事代を支払います。また、療養病床に入院する方は、食事代、居住費を負担していただくことになります。

なお、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱに該当される方が入院する場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、食事代が減額されますので、入院される場合は市の窓口で手続きをしてください。

あなたは大丈夫？

犯罪から身を守る安全対策 女性の防犯編

女性が被害に遭いやすい犯罪は、意外と身近に起こっています。「まさか私が…」という油断は禁物です。ちょっとした心がけや工夫が被害の未然防止につながりますよ。

遭わない! させない!



POINT 1

夜道やひとけのない昼の公園では、ときどき後ろを振り返るなどして、警戒しましょう。



POINT 2

スマートフォンの操作や音楽を聴く行為は、スキだらけで危険になります。注意しましょう。



POINT 3

防犯ニュースアプリなどを活用して、情報を取り入れましょう。

出典元:警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成

食事療養標準負担額

所得区分	1食あたりの食事代	
現役並み所得者 一般	460円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院※	160円
低所得者Ⅰ	100円	

※該当する方は、医療保険課での手続きが必要です。

▶あつて費用が支給されるとき

次のような場合、いったん全額自己負担しても、申請して認められると、自己負担分を除いた金額が後から支給されます。

- 一般診療
やむを得ない理由で保険証を持たずに受診したり、保険診療を取り扱っていない医療機関にかかったりした場合
- 治療用装具
医師が必要と認めた補装具を作成・購入した場合
- はり、きゆう、マッサージなど
医師が必要と認めた場合の施術
- 海外療養費
海外で病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき
※治療目的での渡航は対象になりません。

▶被保険者が亡くなったとき

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。

後期高齢者医療保険料の決まり方、納め方

問 医療保険課 TEL20-3024

▶保険料の決まり方

保険料は、被保険者一人一人に納めていただきます。

令和4年4月から令和6年3月までは、次のとおりです。

均等割額	所得割額	年保険料額
43,200円(年間)	+ 基礎控除後の総所得金額等×8.54%	= 限度額:66万円

※令和6年4月から保険料の算定基準が変更となる可能性があります。

▶保険料の軽減

所得の低い方や加入日の前日に被用者保険の被扶養者であった方は、保険料の軽減措置があります。

▶保険料の納め方

原則として、年金からの天引き(特別徴収)となりますが、納付書や口座振替による納付(普通徴収)となる場合もあります。新たに加入された方は、加入した年度は普通徴収になります。

また、特別徴収となっている方でも、保険料額の決定や更正により年度途中で普通徴収へ変更になる場合があります。

国民年金



被保険者

問 医療保険課 TEL20-3019
田沼行政センター TEL61-1120
葛生行政センター TEL86-4713

▶被保険者の資格

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。厚生年金保険や共済組合などの加入者も、同時に国民年金に加入することになります。

あなたは大丈夫?

犯罪から身を守る安全対策

もしかして「私だけは大丈夫」と思っていませんか?
犯罪や事故に遭わないための連絡先を覚えておきましょう。

事件・事故などの
警察への緊急通報は

110

困りごとなど
警察への相談は

シャープ きゆう いち いち まる

#9110

受付時間

平日
8:30 ~ 17:15
(各都道府県警察本部で異なります)

土日・祝日・時間外
24時間受付体制の一部の県警を除き、
当直または音声案内で対応

出典元:警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成

▶ 被保険者の区分

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の農業従事者、自営業者、学生、アルバイト、無職の方など
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合などの加入者
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

手続きと保険料

▶ 手続きが必要なとき

- ①20歳になったとき
 - ②厚生年金などをやめたとき
 - ③配偶者の扶養から外れたとき
 - ④加入者が死亡したとき
 - ⑤基礎年金番号通知書の再発行をしたいとき
 - ⑥保険料の免除・学生納付特例などの申請をしたいとき
 - ⑦任意加入するとき
 - ⑧年金が受けられるようになったとき など
- ※手続きに必要なものについては、お問い合わせください。

▶ 保険料の納付

第1号被保険者は、年度ごとに国(日本年金機構)から送付される納付書により、銀行など最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付します(月額保険料(令和5年度)16,520円、(令和6年度)16,980円)。
 ※上記以外にもクレジットカードや電子納付でも納付できます。詳しくは、栃木年金事務所(TEL0282-22-4131)へお問い合わせください。

給付の種類

- 問 医療保険課 TEL20-3019
 田沼行政センター TEL61-1120
 葛生行政センター TEL86-4713

▶ 老齢基礎年金

保険料の納付期間や免除期間、合算対象期間の合計が10年以上ある方が、65歳になったときに受けられます。
 ※60歳からでも受けられますが、一定の減額があります。

▶ 障害基礎年金

障害等級表に該当する障がい者になったときに、初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あることが必要です。
 ※初診日が令和8年3月末までにあるときは、初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納がない場合も申請可能です

▶ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかった次の1、2のいずれかの期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいにより該当する方に給付されます。

1. 平成3年3月以前の学生
2. 昭和61年3月以前の被用者年金(厚生年金・共済組合など)の加入者・受給者などの配偶者

▶ 遺族基礎年金

被保険者、または老齢基礎年金の受給資格期間(保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して25年以上ある方)を満たした方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた18歳未満の子がいる配偶者または子に支給されます。

▶ 寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間と免除された期間が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡したとき、10年以上の婚姻関係があり、かつ、生計を維持されていた妻に対して、60歳から65歳に達するまでの間支給されます。

▶ 死亡一時金

3年以上保険料を納めた方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡したとき、遺族に支給されます。

国民年金保険料の納付が難しいとき

- 問 医療保険課 TEL20-3019
 田沼行政センター TEL61-1120
 葛生行政センター TEL86-4713

所得の減少や失業などにより、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により、過去2年分の保険料の納付が減免(全額・4分の3・半額・4分の1)または猶予される制度があります。

また、学生の方には、本人所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料を猶予する「学生納付特例制度」があります。



税金

最新情報
はこちら



税の種類

問 市民税課 TEL20-3007・20-3008 資産税課 TEL20-3009 収納課 TEL20-3010

種類	納税義務者	申告・届出など
個人市・県民税	毎年1月1日現在、市内に住所があり、前年に一定以上の所得があった方	前年の所得により税額を算出しますので、申告期限(例年3月15日まで)に市・県民税の申告書を提出してください。ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税の確定申告をされた方 ● 前年の所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書(年末調整済み)を提出された方 ● 前年中に収入がなく、税金上の扶養に入っている方
法人市民税	市内に事務所、事業所、寮などがある法人	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の設立(設置)、届出事項の変更、休業、閉鎖、解散などがあったときは、届け出が必要です。 ● 均等割のみを課されるものを除き、通常事業年度終了後2カ月以内に申告・納付をお願いします。
固定資産税	毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している方	① 次の場合は届け出や連絡が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ● 土地の利用状況を変更したとき ● 家屋の取り壊しや用途変更をしたとき ● 所有者が亡くなったとき ● 市外の方で、住所、氏名が変わったとき ② 償却資産の所有者は1月31日までに申告してください。
都市計画税	毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地、家屋を所有している方	
軽自動車税	種別割: 毎年4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を所有している方 環境性能割: 取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した方	車両を所有、名義変更、廃車などされたとき、または佐野市に転入されたときは届け出が必要です。 ※手続きは軽自動車税の項目に記載されている手続場所をお願いします。 対象の車両を取得したときは届け出が必要です。
国民健康保険税	国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主の方	職場の健康保険に加入もしくは脱退したとき(扶養家族を含む)、または住所、氏名などが変わったときなどは、14日以内に届け出が必要です。前年の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます(軽減判定の際には、国保以外の保険に加入している世帯主の収入も含んで判定します)。収入がない方も、必ず所得の申告をお願いします。

▶ 個人市・県民税

個人市・県民税の均等割および所得割の税率は次のとおりです。(令和6年度課税分から)

	市民税	県民税
均等割	3,000円	1,700円
所得割	6%	4%

※令和6年度課税分から、国税である森林環境税1,000円が併せて徴収されます。
 ※県民税均等割は、「とちぎの元気な森づくり県民税」が導入され、700円が加算されています。



法人市民税

資本金などの額	均等割		法人税割
	市内従業者数50人以下	市内従業者数50人超	
50億円超～	492,000円	3,600,000円	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割は14.7% 平成26年10月1日から令和元年9月30日の間に開始した事業年度の法人税割は12.1% 令和元年10月1日以後に開始した事業年度の法人税割は8.4%
10億円超～50億円以下	492,000円	2,100,000円	
1億円超～10億円以下	192,000円	480,000円	
1千万円超～1億円以下	156,000円	180,000円	
1千万円以下	60,000円	144,000円	

固定資産税および都市計画税

固定資産税と都市計画税は次のような手順で算定され、あわせて課税されます。

- ①土地、家屋を評価し、その決定価格を基に課税標準額を算定します。
- ②償却資産は申告に基づき課税標準額を算定します。
- ③固定資産税は、土地、家屋、償却資産の課税標準額の総額×税率(1.4%) = 税額
- ④都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の総額×税率(0.3%) = 税額

※同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は、課税されません。

○免税点…土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円

軽自動車税

●種別割

車種	年税額	手続場所	
原動機付自転車	50cc以下、特定原付	2,000円	
	90cc以下	2,000円	
	125cc以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊自動車	農耕用	2,400円	
	その他(フォークリフトなど)	5,900円	
軽自動車	四輪 自家用	乗用	10,800円
		貨物	5,000円
	四輪 営業用	乗用	6,900円
		貨物	3,800円
	三輪(660cc以下)	3,900円	
	二輪(250cc以下)	3,600円	
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円	

軽自動車税の税率および軽自動車などに関する手続きの場所は、左記および次のとおりです。

三輪以上の軽自動車で平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたものは、下記の税額①が適用されます。

ただし、初めて車両番号の指定を受けた日から13年以上経過したものについては、下記の税額②が適用されます。また、一定の環境性能を有する軽四輪車などについては、初回車両番号指定を受けた年度の翌年度のみその燃料性能に応じて税率を軽減する軽課が適用されます。

車種	①	②		
軽自動車	四輪 自家用	乗用	7,200円	12,900円
		貨物	4,000円	6,000円
	四輪 営業用	乗用	5,500円	8,200円
		貨物	3,000円	4,500円
	三輪(660cc以下)	3,100円	4,600円	

●環境性能割

新車、中古車を問わず取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得するときに課税されます。

なお、賦課徴収は、当分の間、都道府県が行います。

国民健康保険税

国民健康保険税の算定基準は次のとおりです。

区分	算定基準
所得割	(総所得 - 基礎控除額43万円)×税率
均等割	加入者数1人につき定額
平等割	1世帯につき定額

※介護保険分が、40歳～64歳の方のみ加算されます。

※基礎控除額は合計所得金額により減額・消失します。

国民健康保険税は1年度(4月～翌年3月の12カ月)ごとに計算され、国民健康保険に加入した月(他の健康保険をやめた、佐野市へ転入したなどの月)の分から納めていただきます。また、年度の途中で佐野市の国民健康保険をやめた場合(佐野市から転出した、他の健康保険に入ったなど)は、月割りで計算し直します。

※国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯の中に国保加入者が1人でもいれば、世帯主の方宛てに納付書が郵送されます。

本人申請の場合は本人確認書類、代理人申請の場合(家族の場合でも)は、本人自署押印の委任状および代理人の本人確認書類が必要です。法人の申請については、代表者印および代理人の本人確認書類が必要です。

※課税台帳附属地図、所在証明(車両登録用)、住宅用家屋証明については、本人確認書類や委任状は不要です。

※本人が亡くなっている場合には、相続人の方にのみ発行できます。ただし、本人の死亡年月日と、申請者(同意者)の相続権が確認できる戸籍謄本などの提示が必要になります。

▶ 固定資産税関係証明書など(資産税課)

- 固定資産税賦課期日(1月1日)より後に所有者となられた方は、申請時点で所有者であることを証する書類として、その物件の登記事項証明書をご提示ください。
- 土地または家屋を借りている方(借地借家人)が賃借料の算定などのために必要な場合は、台帳記載事項証明を発行します。借地借家人であることを証する書類として、賃貸借契約書をご提示ください。

固定資産税関係証明書など	単位などおよび 手数料	発行窓口	
		資産税課・田沼行政センター・葛生行政センター	赤見・野上・新合・飛駒各支所
名寄帳の写し	1枚200円	○	○
土地評価証明書、家屋評価証明書 (物件ごとの評価額が記載されます)	1枚目:200円 2枚目以降:100円(※)	○	○
土地公課証明書、家屋公課証明書 (物件ごとの課税額が記載されます)	1枚目:200円 2枚目以降:100円(※)	○	○
土地所有証明書、家屋所有証明書 (評価額、課税額は記載されません)	1枚目:200円 2枚目以降:100円(※)	○	○
土地台帳記載事項証明書、家屋台帳記載事項証明書 (評価額、課税標準額が記載されます)	1枚目:200円 2枚目以降:100円(※)	○	○
無資産証明書	1枚200円	○	×
償却資産課税台帳の写し	1件200円	○	○
家屋図面の写し	1枚200円	○	×
各種証明願(宅地課税証明願、家屋不存在証明願、建物所在地証明願、建物調査済証明願など)	1枚200円	○	×
課税台帳附属地図 (A1は資産税課のみの取り扱いとなります)	A1:1枚250円 A3:1枚200円	○(資産税課のみの取り扱いとなります)	×

その他の証明書など	単位などおよび 手数料	発行窓口	
		資産税課・田沼行政センター・葛生行政センター	赤見・野上・新合・飛駒各支所
住宅用家屋証明書	1枚1,300円	○	×

※評価証明書、公課証明書、所有証明書、台帳記載事項証明書は、土地、家屋別の証明となります。証明書1枚当たり6物件が記載され、7物件目以降が2枚目の証明書に記載されます。(例:土地を7筆、家屋を7棟所有している方の場合、全資産分の手数料は、600円となります)

▶ 住民税関係証明書など(市民税課)

- 所得課税証明書や非課税証明書は、原則取りたい年度の1月1日に佐野市に住民登録していた方に発行されます。1月2日以降に転入された方は、1月1日に住民登録をしていた自治体にお問い合わせください。
- 所得課税証明書は市役所に所得状況が登録されている方に発行できます。収入がない方、申告をしていない方、勤務先から課税資料が提出されていない方などの場合、市役所に所得状況が登録されていないため、証明書を発行できませんので、市・県民税の申告をしてから申請してください。

▶ 納税関係証明書など(市民税課)

- 税を納付してから、納税証明書に反映するまで数日かかる場合があります(最大3週間程度)。
- 納税証明書は、年度別、納税義務者単位で発行されます。共有名義の固定資産税、相続人代表となっている固定資産税の納税証明書はそれぞれ別紙、別料金になります。
- 所得申告参考資料(国保税)は、国保税名義人(世帯主)の申請(同意)が必要になりますのでご注意ください。
- 軽自動車税(種別割)車検用納税証明書の申請の際は、車検証または車検証の写しをご持参ください。

住民税関係証明書など	単位など および手数料	発行窓口		コンビニ 交付
		市民税課・田沼行政センター・葛生行政センター	赤見・野上・新合・飛駒各支所	
所得課税証明書(所得額、課税額、控除内訳、扶養人数が記載されます)	1枚200円	○	○	○
非課税証明書(非課税であることを文章で証明します。所得額などは記載されません)	1枚200円	○	○	×
各種証明願(申告証明願、営業証明願、個人営業開業(廃業)届出証明願など)	1枚200円	○	×	×
所在証明書(車両登録用)	1枚200円	○	○	×

※コンビニ交付には、マイナンバーカードが必要となります。また、発行は最新年度の証明書に限ります。

納税関係証明書など	単位など	発行窓口	
		市民税課・田沼行政センター・葛生行政センター	赤見・野上・新合・飛駒各支所
納税証明書	1件200円	○	○
所得申告参考資料(国保税)	無料	○	○
軽自動車税(種別割)車検用納税証明書	無料	○	○

市税などの納期

問 収納課 TEL20-3010 市民税課 TEL20-3007・20-3008 資産税課 TEL20-3009

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税都市計画税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税(種別割)		全期										
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は各期の月末日です。ただし、12月は28日を納期限としています。なお、納期限が土・日曜日、祝日の場合は、翌月の最初の平日になります。

※市・県民税の特別徴収(給与天引)の場合は、6月から翌年5月まで12回に分けて徴収されます。

※市・県民税および国民健康保険税の特別徴収(年金天引)の場合は、4月から翌年2月までの偶数月(6回)に分けて徴収されます。

納期内納付にご協力を

問 収納課 TEL20-3010

- 市税などは、納期限内に自主的に納めていただくことが基本です。
- 納期限までに納付されない場合は、督促状や催告書の送付、電話催告や臨戸訪問により、早期納付を促しています。それでも納付されない場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、延滞金の徴収や財産の差し押さえを行います。

〈 広告 〉



税務・経営・会社設立等
お気軽にご相談下さい。

高橋孝之税理士事務所

事務所

〒327-0844 栃木県佐野市富岡町1740

TEL 0283-22-6583



須藤会計事務所

税理士 須藤 智博

佐野市吉水駅前3-9-5

TEL 0283-62-1411(代表)

FAX 0283-62-0710

納付書による納税

問 収納課 TEL20-3010

下記の金融機関など、またはコンビニエンスストアで納めてください。スマートフォンアプリで納めることもできます。

▶ 指定金融機関など

足利銀行、群馬銀行、東和銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、佐野信用金庫、中央労働金庫、佐野農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

▶ コンビニエンスストア(バーコード読み取り)

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど

※納付できるコンビニエンスストアは、納付書の裏面に記載してありますので、ご確認ください。

▶ スマートフォンアプリ(バーコード読み取り)

Pay Pay、LINE Pay

※お支払いはPay Pay残高(「Pay Payマネー」のみ対象。「Pay Payマネーライト」では納められません)・LINE Pay残高のみとなります。

※スマートフォンアプリによる納付の場合、領収証書や納税証明書は発行されません。軽自動車の車検などで証明書が必要な場合は、指定金融機関などまたはコンビニエンスストアで納めてください。

※次のような場合には、コンビニエンスストア・スマートフォンアプリで取り扱いできませんので、ご注意ください。

- ①納付書1枚の税額が30万円を超えるもの
- ②バーコードの印字がないもの
- ③バーコードに傷や汚れがあるもの
- ④金額訂正や延滞金欄に金額を記入したもの
- ⑤利用期限を過ぎたもの

eL-QRによる納税

問 収納課 TEL20-3010

eL-QRが印字されている納付書は、「地方税お支払いサイト」などから、多様な方法で納めることができます。詳しくは「地方税お支払いサイト」のホームページをご覧ください。

▶ 地方税お支払いサイト

お持ちのパソコンやスマートフォンから「地方税お支払いサイト」にアクセスして、支払方法を選び納付することができます。

- クレジットカード
- インターネットバンキング
- 口座振替(ダイレクト方式)
- ペイジー番号を発行しATMなどで支払う。

▶ eL-QR対応金融機関など

全国のeL-QR対応金融機関に納付書を持ち込んで納付することができます。対応金融機関などは「地方税お支払いサイト」のホームページをご覧ください。

▶ スマートフォンアプリ(eL-QR読み取り)

スマートフォンアプリでeL-QRを読み取り納付することができます。対応アプリは「地方税お支払いサイト」のホームページをご覧ください。

地方税お支払いサイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

TEL0570-080481(ナビダイヤル)



(月曜日～金曜日(休祝日、年末年始は除く) 午前9時～午後5時)

〈広告〉

経営や税金に関する事は、何でもご相談ください



根岸税理士事務所

全力でお客をサポートいたします。




佐野市吉水駅前2丁目7-1
TEL 0283-61-0303

松本郁男税理士事務所

- 創業・独立の支援
- 税務・会計・決算に関する業務
- 税務申告書への書面添付
- 自計化システムの導入支援
- 経営計画の策定支援
- 資産譲渡・贈与・相続の事前対策と納税申告書の作成
- 事業承継対策
- 税務調査の立会い
- 保険指導
- 経営相談等

松本郁男税理士事務所は
TKC全国会員です



〒327-0317 佐野市田沼町230-15
TEL/FAX 0283-62-4132



口座振替による納税

問 収納課 TEL20-3010

口座振替は金融機関などへ納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。また、一度申し込みをすれば翌年度以降も継続して振り替えされます。ぜひご利用ください。

※金融機関などの窓口で受け付けをした日の属する月の翌月末以降に納期限のあるものから口座振替ができます。

※振替日は、各納期限です。振替日の前日までに口座残高を確認してください。

※何らかの理由で口座振替ができなかった場合、市役所から現金用納付書を送付しますので指定金融機関、コンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリなどでご納付ください。

対象税目	市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)
取扱金融機関など	足利銀行、みずほ銀行*、三井住友銀行*、群馬銀行、東和銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、佐野信用金庫、中央労働金庫、佐野農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局
申込方法	納税通知書、通帳および通帳届出印を持参して、上記の各金融機関へ。または、納税通知書、キャッシュカードを持参して市役所収納課へご来庁ください。 *印の付いた金融機関はキャッシュカードでの申し込みは未対応

延滞金について

問 収納課 TEL20-3010

延滞金は、納期限までに税金が完納されない場合に、原則として納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算されます。

①納期限の翌日から1カ月を経過する日までは、年7.3%。ただし、平成26年1月1日以降は特例により割合が軽減されており、特例適用後は、特例基準割合+1.0%

②1カ月を経過した日以降は、年14.6%。特例適用後は、特例基準割合+7.3%

※延滞金は、納期限までに納付された方との公平性を保つために徴収するもので、必ず納めていただくことになります。
※延滞金の納付がされない場合は、滞納処分の対象となります。

滞納処分について

問 収納課 TEL20-3010

滞納処分とは、滞納している方に納付を促しても、納付されない場合に、財産調査に基づき、強制的に預貯金・給与・生命保険などの差し押さえを執行し、滞納税額に充てるものです。また、不動産や車、動産などの財産を差し押さえた場合は、公売(インターネット公売など)により換価し、滞納税額へ充てます。

これは、納期内納税者との公平性を保つために、法律に基づき執行するものです。

※滞納処分を受けると、勤務先や取引先からの信頼を失うなど、思わぬ不利益が生じることが考えられます。

市税などを納期内納付できないとき

問 収納課 TEL20-3010

災害や病気、事業の休廃止などの事情により一時的に税金を納期内に納付できない場合は、納税の猶予などの制度があります。ただし、生活状況や財産の取得状況を申告していただき、調査の結果、要件に該当した場合に適用されますので、詳しくはお問い合わせください。

〈 広告 〉

田中税理士法人



一般税務の他、資金繰り、経理、財務、企業組織再編や事業承継等に関するご相談にも対応致します。

事業内容

- 企業組織再編(事業譲渡、買収、合併、会社分割等)に関する支援業務
- 事業承継対策支援業務
- 不動産関連税務業務
- 新会計制度への対応支援業務
- その他一般税務業務
- 財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他事務支援業務

認定:認定経営革新等支援機関(中小企業経営力強化支援法)

設立:創立平成19年1月(創業昭和7年5月)

所属:関東信越税理士会 佐野支部

所在地:〒327-0845 佐野市久保町29

定休日:土曜、日曜、祝日

連絡先:TEL 0283-22-3161 FAX 0283-21-1623

営業時間:8:30 ~ 17:00

問合せmail:tanaka-tax@tanaka-tax.or.jp

駐車場:あり(5台以上)

